

弁護士法人 早稲田大学リーガル・クリニック 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月9日～ 令和9年8月8日までの 3年間

2. 内容

目標1：男女ともに仕事と子育ての両立ができる職場とするため、育児関連制度を利用しやすい風土の醸成にむけた取り組みを実施する。

<対策>

- 令和6年8月～ 関係諸制度の整理、把握。
- 令和6年8月～ 制度に関する案内を作成し、事業所内で共有し、男性も育児休業を取得できることを周知させる。

以上